

湯来西小学校跡施設活用事業
事 業 者 公 募 要 項

令和 7 年 7 月 日

広 島 市

目 次

1	公募の概要	1
	(1) 公募の目的	
	(2) 事業概要	
	(3) これまでの維持管理	
	(4) 特記事項	
	(5) 公募及び事業スケジュール	
2	活用事業について	2
	(1) 提案事項	
	(2) 地域貢献	
3	活用上の制約、条件、留意点等	2
	(1) 構造上の制約	
	(2) インフラの状況	
	(3) 土砂災害警戒区域等の指定状況	
	(4) 指定緊急避難場所	
	(5) 地域利用	
	(6) 敷地内の立木やモニュメント等	
	(7) 土壌汚染	
	(8) 埋蔵文化財の有無	
4	貸付条件	3
	(1) 貸付の方法	
	(2) 貸付対象範囲	
	(3) 貸付期間	
	(4) 賃貸借料	
	(5) 事業開始時期	
	(6) 事業者の費用負担	
	(7) 跡施設の備品等の取扱い	
	(8) 譲渡及び転貸についての留意事項	
	(9) 返還時の取扱い	
5	応募手続	5
	(1) 応募の資格基準	
	(2) 応募申込	
6	企画提案書作成要領	7
	(1) 企画提案書	

7	応募資格確認	8
8	選考	8
	(1) 選考方法	
	(2) 優先交渉権者の決定方法	
	(3) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表	
	(4) 審査方針及び審査項目	
	(5) 資格の喪失	
9	基本協定の締結	9
	(1) 事業計画の策定	
	(2) 基本協定の締結	
	(3) 優先交渉権者決定の取消	
10	貸付に係る契約の締結	9
	(1) 貸付に係る契約の締結	
	(2) 着工時期等	
11	契約期間における義務	10
	(1) 調査協力と活動報告	
	(2) 事業計画の変更	
12	業務継続が困難となった場合の措置	10
	(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合	
	(2) 事業者の責めに帰することができない事由による場合	
13	補助制度等について	10
	(1) 国の補助制度	
	(2) 広島県の補助制度	
	(3) 広島市の補助制度等	
14	問合せ先一覧	11
	(1) 公募要項及び対象施設に関すること	
	(2) 建築確認手続きに関すること	
	(3) 消防法に関すること	
15	受付窓口	11

1 公募の概要

(1) 公募の目的

広島市佐伯区湯来町に位置する湯来西小学校は、少子化や過疎化の進行に伴う児童数の減少により、令和6年3月末に閉校となりました。

このことを受け、地域では、湯来西小学校跡施設（以下「跡施設」という。）の活用について議論を重ね、令和7年1月に上水内地区町内会連合会から本市に対し、地域活動の拠点や民間事業者による活用を柱とした要望書が提出されました。

本市では、こうした地域の思いを踏まえ、令和7年5月8日から令和7年6月6日にかけて、活用事業の実施主体となる民間事業者の公募を実施しました。公募の結果、施設の一部については活用が見込まれなかったため、当該箇所について再度公募を実施します。

(2) 事業概要

ア 事業の名称

湯来西小学校跡施設活用事業

イ 対象施設

湯来西小学校跡施設の一部

所 在 地	広島市佐伯区湯来町大字多田2416番地			
敷地面積	7,334㎡			
貸付対象施設※	床・土地面積	建築年月	構 造	
	校舎（1階の一部及び2階）	874.51㎡	昭和41年3月	鉄筋コンクリート2階建て （旧耐震基準） （H21耐震診断済み、耐震性有）
	体育館	614㎡	昭和45年2月	鉄骨造 （旧耐震基準） （H17耐震診断済み、耐震性有）
都市計画区域	区域外	給水	上水道	
区域区分	—	排水	下水道	
用途地域	—	周辺施設	湯来ロッジ、湯来体験交流センター等	
防火地域	—	交通アクセス	広島西風新都 I . C から車で約25分	
防災情報	指定緊急避難場所（体育館・教室）（高潮・洪水） 土砂災害警戒区域（校舎、体育館、グラウンド、プール） 土砂災害特別警戒区域（校舎、体育館、グラウンド）			

※その他に倉庫①（18.05㎡）、倉庫②（13.83㎡）、廊下（52.85㎡）がある。

(3) これまでの維持管理

ア 令和5年度光熱水費（小学校として使用されていた際の実績）

(ア) 電 気 約1,202千円/年

(イ) 水 道 約513千円/年

イ 設備等に係る維持管理

閉校後の設備等の維持管理状況は以下のとおりです。

(ア) 電気 契約済

(イ) 水道 契約済

(ウ) 自家用電気工作物点検 継続実施（R6は未実施）

(エ) 消防設備点検 継続実施 (R6は未実施)

(4) 特記事項

ア アスベスト (石綿)

本件建物内において、レベル1相当 (国土交通省：建築物石綿含有建材調査マニュアル) のアスベストは使用されておりません。また、レベル2、レベル3相当のアスベストについては調査を行っていません。

イ P C B (ポリ塩化ビフェニル)

本物件内に、P C Bを含有する特別管理産業廃棄物は確認されていません。

ウ 校舎1階の一部、グラウンド、プールは他団体へ貸し付けているため、公募の対象に含みません。

(5) 公募及び事業スケジュール

常時公募とし、応募書類の提出があった時点で、提案箇所の受付を終了します。

2 活用事業について

(1) 提案事項

活用事業の内容等を提案してください。詳細は、「6 企画提案書作成要領」を確認してください。なお、活用事業について、特に用途の指定は行いません。

(2) 地域貢献

今回の公募の目的の一つは、活用事業による地域の活性化であり、経済活動を通じた地域への貢献が期待されます。長期的に地域と良好な関係を築いていくための工夫や事業に伴い期待される地域活性化の効果など、地域貢献についても考慮するように努めてください (審査項目 (配点のある要素) として取り扱います。)。

<地域貢献の例>

従業員の地元雇用、従業員の地元定住、上水内地区を訪れる人が増加するようなイベントの開催、地域コミュニティとの交流及び活動への支援 (人的、物的、財政的)、地域資源 (森林、空き地、空き家等) の有効活用など

3 活用上の制約、条件、留意点等

(1) 構造上の制約

耐震壁や床スラブに開口を設けるなど、跡施設の構造に重大な影響を与えるような改変を行うことはできません。ただし、構造上の問題を生じさせないことが事業者により確認でき、事前に市の承認を得た場合においては、その限りではありません。

(2) インフラの状況

ア 水道

公共上下水道ともに使用可能です。

イ 電気及び電話

電気は使用可能です。

追加で電気の引き込みが必要となる場合は、事業者の責任により行ってください。

ウ 電話

電話の契約は事業者の責任により使用してください。

エ ガス

跡施設は、プロパンガスエリアです。使用開始は、事業者の責任により行ってください。

オ インターネット

跡施設への引き込みが必要となる場合は、事業者の責任により行ってください。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定状況

跡施設のうち、校舎、体育館、グラウンド及びプールのそれぞれ一部が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に、校舎、体育館及びグラウンドのそれぞれ一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されています。

＜参考＞土砂災害ポータルひろしま：<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

(4) 指定緊急避難場所

跡施設の体育館等は、高潮、洪水の災害が発生した際に、地域住民が切迫した危険を回避するため、一時的に避難する緊急避難場所に指定されています。

避難勧告等が発令され、緊急避難場所が開設される際には、御協力をお願いします。なお、被災者が避難生活を行う指定避難所（生活避難場所）ではありません。

(5) 地域利用

跡施設の体育館については、年に数日の利用を希望しています。今後の利用については地域と協議の上決定してください。

(6) 敷地内の立木やモニュメント等

敷地内には、既存立木（桜等）及び記念碑など、地域住民にとって思い入れのあるものがあります。活用事業の実施にあたり、伐採・移植、移設などを予定する場合には、市と協議してください。

(7) 土壌汚染

市は事前に土壌汚染の調査を行っていません。

(8) 埋蔵文化財の有無

「周知の埋蔵文化財包蔵地」及び「指定文化財等」は存在しておりません。ただし、当該地内で掘削を伴う開発を実施される際には、事前に本市文化振興課へ「文化財等の有無及び取扱いについて（照会）」をご提出ください。

4 貸付条件

(1) 貸付の方法

市と事業者とは、貸付に係る契約を締結します。

(2) 貸付対象範囲

貸付対象範囲は、次のとおりです。詳細については別添図面をご確認ください。

施 設	土 地
校舎（1階の一部及び2階）	校舎前敷地
体育館	
その他倉庫等	

※施設及び土地は一括貸付だけでなく、部分貸付も可能とします。

(3) 貸付期間

貸付期間は5年とします。ただし、市及び事業者の双方が合意した場合は契約更新等ができるものとし、以降同様とします。なお、契約期間には、事業に向けた施設整備に要する期間及び撤去等に要する期間を含みます。

(4) 賃貸借料

賃貸借料は、提案された価格を参考とさせていただきますが、最終的な価格は優先交渉権者決定後に定めることとします。

(5) 事業開始時期

契約開始の日から2年以内に、提案した活用事業の全て又は一部を開始してください。

(6) 事業者の費用負担

次の諸経費は事業者の負担とします。

ア 契約に要する費用

契約に要する費用は、事業者が負担するものとします。変更契約が必要となる場合も同様とします。

イ 活用事業の開始へ向けた施設整備に係る費用

契約締結後に活用事業の開始に向けて、既存建物等及び敷地に関して必要となる施設整備、電話線などのインフラ整備等の費用については、事業者が負担するものとします。

ウ 施設の運営・修繕に係る費用

活用事業を実施する期間を通じ、施設の運営及び修繕に必要となる費用については、事業者が負担するものとします。ただし、天災等により建物に被害が発生した際の修繕は、市が負担することとします。

※契約期間中において、施設の機能維持のための大規模な修繕は予定していません。

エ 施設の維持管理に係る費用

契約開始後、以下の維持管理費については、施設の活用状況に応じて事業者が負担するものとします。

(ア) 光熱水費

(イ) 対象施設で発生するごみ処理費用

(ウ) 対象施設の設備又はこれに類する機器の維持管理費用（法定点検、清掃等）

(エ) 活用事業として機械警備が必要な場合の維持管理費用

(オ) 対象施設で必要となる日常的な除草費用

(カ) 対象施設で必要となる立木の日常的な維持管理費用

(キ) 備品及び消耗品費

(ク) 対象敷地内の立木やモニュメント等の日常的な維持管理費用

(ケ) その他対象施設の使用に伴い発生する一切の費用

オ 活用事業終了後の原状回復に係る費用

カ 損害賠償責任保険に係る費用

活用事業の実施にあたり、事業者が故意又は過失等により市又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負うことになるため、事業者は、自らの負担により損害賠償責任保険に加入するものとします。

なお、契約締結にあたり、保険に加入したことを証する書面の写しを市へ提出してください。（保険の年次更新の際も同様に速やかに市へ写しを提出してください。）

キ アスベストの処置などに係る費用

跡施設からアスベストは発見されていませんが、契約締結後に発見された場合、法令により処置が必要な場合は、市と協議を行い、対応を決定します。

(7) 跡施設の備品等の取扱い

跡施設に残置してある備品等の取扱いについては、優先交渉権者と協議を行い決定します。

協議の結果、不用となる備品等については、事業者の負担により撤去をしてください。また、それ以外の施設、設備等については、施設の貸付に含みます。

(8) 譲渡及び転貸についての留意事項

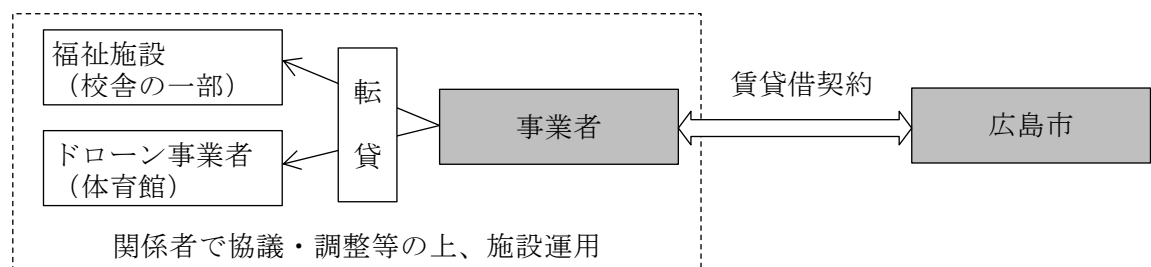
事業者が賃借権の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

転貸については、書面により市に申請し、承認を得た場合に限り、第三者への転貸を認めることとします。

その場合、施設運用上の規則等については、事業者と第三者との間で協議・調整、契約などの必要な手続きを行うこととします。

ただし、活用事業の一環として、レンタルルームなど施設の一部を第三者に使用させることを提案内容としている場合は、申請等は不要です。

＜転貸のイメージ＞



(9) 返還時の取扱い

事業者は、原則として事業者が所有・管理する構造物などの物件を撤去し、契約前の状態にして市に返還することとします。

ただし、市が現状のままで返還することを承認した部分は除きます。また、事業者は、造作物の買取、必要経費や有益費の償還等の請求を行うことはできません。

5 応募手続

(1) 応募の資格基準

応募者は、次に掲げる資格基準を満たす、法人格を有する団体又は法人格を有する複数の団体からなるグループとします。なお、グループとして応募する場合は、代表団体を設定することとします。ただし、グループに応募の資格基準を満たさない団体等が含まれる場合、同一の団体が複数のグループに属して応募する場合及びグループに属して応募している団体が並行して単独での応募を行っている場合は、応募は不可とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

イ 都道府県税、市町村税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 応募開始日から優先交渉権者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

オ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っている団体でないこと。

カ 次の法令や条例等に該当する者でないこと。

- ・ 破産法の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- ・ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っている法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている法人
- ・ 広島県暴力団排除条例の規定による公表が現に行われている者
- ・ 暴力団密接関係者として広島県警察本部が認定した者

キ その他、市が不適当を認めた者でないこと。

(2) 応募申込

ア 応募書類

次に掲げた各書類について、(ア)～(ケ)は1部、(コ)は10部提出してください。書類は、A4版縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

- (ア) 応募申込書（様式第1号）
- (イ) 応募団体の概要（様式第2号）※他に応募団体の概要を紹介したパンフレット（任意）
- (ウ) 資格基準を満たす旨の誓約書（様式第3号）
- (エ) 定款、規約その他これらに類する書類
- (オ) 法人の登記事項証明書
- (カ) 法人印鑑証明書
- (キ) 納税証明書（都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税、法人税）
- (ク) 労働保険、社会保険の加入を確認できる書類（各保険料領収書の写し）
- (ケ) 決算書類（直近3期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- (コ) 企画提案書 「6 企画提案書作成要領」に沿って作成してください。

※(オ)～(ク)については、発行後3か月以内のもの。

※(キ)については、本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの。

イ 応募期間

月曜日から金曜日（祝日等閉庁日を除く。）

午前8時 30 分から午後5時 15 分まで

応募書類の提出があった時点で、受付を終了します。

ウ 提出先

15の受付窓口

エ 提出方法

応募書類を持参、郵送（特定記録郵便）又は宅配により提出してください。

オ 禁止事項

- (ア) 「8(1) 選考方法」に記載する審査委員会の委員に対し、本企画提案について直接・間接を問わず接触を禁じます。
- (イ) 企画提案については、1団体につき1案とします。複数の提案はできません。

キ 応募の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募を取り消します。

- (ア) 「5 (2) オ 禁止事項」に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募内容に虚偽や重大な変更等があった場合
- (ウ) その他、応募内容について、市が不適当と認めた場合

ク 応募の取下げ

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に取り下げることができます。その際は、応募取下届（様式第4号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、事前に連絡してください。

ケ その他

(ア) 応募書類の取扱い・著作権

提出された応募書類は返却しません。応募書類の著作権は作成した応募者に帰属します。ただし、市は、本事業に関する公表時及びその他市が必要と判断した場合には、応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(イ) 費用負担

応募書類の提出に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

(ウ) 審査結果としての公表

応募書類の内容等については、審査結果の公表において、市が必要と認める範囲で公表できるものとします。

6 企画提案書作成要領

「5 (2) 応募申込」にて提出する応募書類（企画提案書に関する資料）は、次のとおり作成してください。なお、提出書類に押印する印鑑は、「5 (2) ア (カ) 法人印鑑証明書」と同一のものとしてください。

(1) 企画提案書

ア 活用事業の概要（様式第5号）5枚以内

活用事業のコンセプトやビジョン及び概要、使用施設、事業に伴い期待される地域活性化の効果等を記載してください。

イ レイアウト計画書（様式第6号）3枚以内

- (ア) 敷地全体のレイアウト図を記載してください。
- (イ) 各建物のレイアウト図（各階平面プラン）を記載してください。
- (ウ) その他レイアウト構成を説明するために必要な事項（鳥瞰イメージ、写真イメージ等）があれば記載してください。

ウ 事業開始までのスケジュール（様式第7号）1枚以内

契約開始以降の施設改修の設計期間、工事期間、各種申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載してください。

エ 施設運営（様式第8号）3枚以内

- (ア) 稼動日、稼働時間を記載してください。
- (イ) 事業の実施体制を記載してください。
- (ウ) その他中長期的な事業展開・拡大のイメージやビジョンについて記載してください。

- (エ) 事業実施において想定されるリスクとそのリスク管理について記載してください。
- (オ) 事業を継続するための方策について記載してください。

オ 収支計画等

契約期間中の事業運営、またレイアウト計画にかかる改修費等を含めた収支計画、及び出資金や、借入金等の当初事業費調達方法等を含めた資金計画を記載してください。

- (ア) 事業年度ごとの収支計画（様式第9号）2枚以内

- (イ) 資金計画（様式第10号）A4縦・1枚〔出資金、借入金等の当初事業費調達方法等〕

カ 貸貸借料提案価格（様式第 11 号）A4 縦 1 枚

貸貸借料提案価格について、消費税及び地方消費税を含んだ年額を記載してください。

7 応募資格確認

「5 (1) 応募の資格基準」の確認について、書類審査を実施し、審査結果を書面により通知します。

8 選考

(1) 選考方法

事業者の企画提案について審査委員会による審査を実施して優先交渉権者を決定する。

(2) 優先交渉権者の決定方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査により採点し、得点の総計の平均が6割以上に達していた場合、その者を優先交渉権者とします。

なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、再度公募を実施します。また、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。

詳細については、応募資格確認後に別途連絡します。

(3) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表

審査の結果については、審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、優先交渉権者については、市のホームページで事業者名とともに公表します。なお、審査結果に関する問合せ及び異議については受け付けません。

(4) 審査方針及び審査項目

提案内容について、次の審査方針及び審査項目に基づき審査を行います。

ア 審査方針

応募された提案の審査は、本事業者公募要項に規定している諸条件を満たしていることを基本として、具体的には「8 (4) イ 審査項目」に基づき行います。

イ 審査項目

審査項目及び審査基準を次の表に示します。

審査項目		評価の観点	配点
内容評価	基本事項	・ 公募の目的を理解しており、事業のコンセプトやビジョンが明確である。	10
	活用内容	・ 施設の特性を生かした内容（使用方法）である。 ・ 将来的な活用事業の発展性が期待できる内容である。 ・ 社会的関心や話題性が見込まれる内容である。	30
	地域貢献	・ 事業実施に伴い地域活性化の効果等が期待できる内容である。 ※地域貢献の例については「2 (2) 地域貢献」を参照。 ・ 長期的に地域と良好な関係構築に取り組む姿勢がみられる。	20

確 実 性 評 価	事業スケジュール	・ 事業開始までのスケジュールが具体的で実現性がある。	10
	事業運営の確実性 ・ 継続性	・ 事業の実施体制が妥当であり、長期間継続して事業を行うことができる。 ・ 事業実施において想定されるリスクとそのリスク管理について考えられている。 ・ 事業を継続するための方策が図られている。	30
合 計			100

(5) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

ア 「５(１) 応募の資格基準」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合

ウ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

エ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合

オ その他市が不適当と認める場合

９ 基本協定の締結

(1) 事業計画の策定

優先交渉権者は、事業計画を策定し、市と協議の上、貸付に係る契約締結までに事業計画に係る基本協定を市と締結します。

事業計画は、提案内容に基づき、活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画、地域貢献等を定めたものです。

事業計画の策定に当たっては、市との協議に誠意を持って、迅速に対応してください。

(2) 基本協定の締結

事業契約の策定後、市と基本協定の締結を行います。

(3) 優先交渉権者決定の取消

上記「９(２) 基本協定の締結」までに、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業計画の策定がなされない場合、市は、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

10 貸付に係る契約の締結

(1) 貸付に係る契約の締結

事業者は、基本協定の締結後、事業着手前までに市と貸付に係る契約の締結を行います。

貸付に係る契約の締結をもって、優先交渉権者は跡施設活用の権利を有する事業者となります。

(2) 着工時期等

事業者は、上記(1)の契約締結に基づき、跡施設引き渡し後、事業計画に定めた施設計画及びスケジュールに基づき、施設改修工事等に着手してください。

1 1 契約期間における義務

(1) 調査協力と活動報告

市は、事業者が目的に沿った活動をしているか、定期的又は必要と認めるときに調査できるものとします。この場合、事業者はこれに協力しなければなりません。

また、事業者は、市に対して毎年度活動状況等の報告をしなければなりません。

(2) 事業計画の変更

事業者は、提出した事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に書面により市の承諾を得てください。

1 2 業務継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、提案した計画を誠実に履行しなかった場合、その他本施設における活用事業の継続が困難になった場合は、市は貸付に係る契約を解除することができるものとします。その場合、関係者に生じた損害は原則として事業者が賠償するものとします。なお、原状回復等に関しては、「4 (9) 返還時の取扱い」と同様に扱います。

(2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合

天災その他不可抗力によるなど、市及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、活用事業の継続が困難になった場合、継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより貸付に係る契約を解除することができるものとします。

1 3 補助制度等について

活用事業の内容等によっては、次の各補助・助成制度を利用できる場合があります。詳しくは各ホームページを御確認いただくか、各所管にお問い合わせください。

(1) 国の補助制度

文部科学省「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」の「廃校施設等の活用に当たり利用可能な補助制度(令和7年4月現在)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

(2) 広島県の補助制度

広島県企業立地促進助成制度

<https://kurukuru.hiroshima.jp/system/#companylocation>

(3) 広島市の補助制度等

ア 補助制度

(ア) 広島市中山間地における中小企業の人材確保支援事業

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/sangyo/1021490/1024252/1017530.html>

(イ) 新規ビジネス事業化支援事業

<https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/joseikin/joseikin06.html>

(ウ) 企業立地促進補助事業

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/sangyo/1021492/1005982/1026452/1017559.html>

イ 広島市中小企業融資制度

(ア) 中山間地域・離島振興資金(特別融資)

(イ) 中山間地域・離島振興資金(特別資金)(特別融資)

https://www.city.hiroshima.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/017/552/238666.pdf

1 4 問合せ先一覧

(1) 公募要項及び対象施設に関すること

広島市企画総務局地域活性推進課 082-504-2837

(2) 建築確認手続きに関すること

広島市佐伯区建築課 082-943-9745

(3) 消防法に関すること

広島市佐伯消防署予防課 082-921-2235

1 5 受付窓口

広島市企画総務局地域活性推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

T E L: (082) 504-2837 (直通) F A X: (082) 504-2029

E-mail: chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp